

◎関税及び貿易に関する一般協定へのアラブ連合共和国の暫定的加入に関する
宣言の有効期間を延長する第三調書

(略称) GATTへのアラブ連合の暫定加入宣言の有効期間延長第三調書

昭和四十二年十一月十四日 シュネーヴで作成

昭和四十二年十二月二十七日 効力発生

昭和四十二年十一月十九日 受諾のための閣議決定

昭和四十二年十一月二十八日 受諾(署名)

昭和四十二年十一月二十八日 効力発生

昭和四十三年四月十二日 告示

(外務省告示第一八号)

目 次

前 文
1 有効期間の延長
..... 八一三

ページ
..... 八一三

GATTへのアラブ連合の暫定加入宣言の有効期間延長第三調書

2	効力発生	八一三
3	認証謄本の送付及び受諾の通告	八一三
末文	八一四

(二)

(訳文)

関税及び貿易に関する一般協定へのアラブ連合共和国の暫定的加入に関する宣言の有効期間を延長する第三調書

THIRD PROCESS-VERBAL EXTENDING THE
DECLARATION ON THE PROVISIONAL
ACCESSION OF THE UNITED ARAB
REPUBLIC TO THE GENERAL
AGREEMENT ON TARIFFS
AND TRADE

前文

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」といへ。)のアラブ連合共和国の暫定的加入に関する千九百六十二年十一月十三日の宣言(以下「宣言」といふ。)の当事国は、

宣言4の規定に従つて行動して、

次のとおり協定する。

1　宣言の有効期間は、4に規定する日付を「千九百六十八年十一月三十一日」に改めることによつてやむと一年間延長される。

効力発生　2　この調書は、一般協定の締約国団の事務局長に寄託されるものとする。この調書は、アラブ連合共和国及び宣言の参加国政府により署名その他によつて受諾されるため、開放される。この調書は、アラブ連合共和国政府及びいずれかの参加国政府がこれを受諾した後直ちにこれらの両国政府の間で効力を生ずる。

1. The period of validity of the Declaration is extended for a further year by changing the date in paragraph 4 to "31 December 1968".
2. This Proces-Verbal shall be deposited with the Director-General to the CONTRACTING PARTIES to the General Agreement. It shall be open for acceptance, by signature of otherwise, by the United Arab Republic and by the participating governments. It shall become effective between the Government of the United Arab Republic and any participating government as soon as it shall have been accepted by the Government of the United Arab Republic and such government.

3. 事務局長は、アラブ連合共和国政府及び一般協定の各締約

の受諾及
通びの告

末文

国に対し、この調書の認証謄本を送付し、また、との調書の各受諾を通告するものとする。

一千九百六十七年十一月十四日にジュネーヴで、ひしょく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

(署名欄省略)

fied copy of this Procès-Verbal and a notification of each acceptance thereof to the Government of the United Arab Republic and to each contracting party to the General Agreement.

DONE at Genova this fourteenth day of November, one thousand nine hundred and sixty-seven in a single copy in the English and French languages, both texts being authentic.

(参考)

この調書は、一九六二年に作成された「G A T T へのアラブ連合の暫定加入宣言」が、一九六四年及び一九六六年の有効期間延長調書(いずれも条約集第一六七一号参照)によりその有効期間を一九六七年末まで延長されてきたところ、アラブ連合の暫定的加入国としての地位継続のため、さらに一年間右宣言の有効期間を延長するためのものである。